

Title	正義の二原理はどのような分配を目指すのか：市民・社会的協働・基礎構造
Sub Title	Rawls's Two Principles of Justice : Citizens, Social Cooperation, and the Basic Structure
Author	花形, 恵梨子(Hanagata, Eriko)
Publisher	慶應義塾大学倫理学研究会
Publication year	2009
Jtitle	エティカ (Ethica). Vol.2, (2009.) ,p.109- 126
JaLC DOI	
Abstract	Rawls' s two principles of justice are 1) the principle of equal basic liberties and 2) the principle which specifies the conditions under which social and economic inequalities are acceptable: a) there must be fair equality of opportunity in the society and b) the inequalities are to be to the greatest benefit of the least advantaged. 2b) is called the difference principle. Although the famous difference principle tends to be discussed in isolation, each principle has important distributive effects. We need to pay attention to the roles of each principle to get the whole picture of Rawls' s account on distribution. The first principle assures that citizens have equal basic liberties in the formal sense (except for the political liberties whose “fair value” is to be guaranteed) and that those basic liberties have priority. The means to exercise those basic liberties are guaranteed through the second principle. The two principles together enable people to act as free and equal citizens in the society. It should also be noted that Rawls' s focus was on the basic structure of society. Thus the principles do not require the goods to be distributed after the fact but secure the background justice for social cooperation. This essay aims to clarify how the principles work together and establish the fair terms of cooperation between citizens enabling them to participate in the social, economic and political life of the society.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA12362999-20090000-0109

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

正義の二原理はどのような分配を目指すのか

市民・社会的協働・基礎構造

花形恵梨子

1. はじめに

ロールズの正義の二原理に関しては、今までにも膨大な数の論文が書かれてきた¹。特に格差原理は、平等と効率性の両方を考慮に入れた原理として、政治哲学にとどまらず幅広い分野で人々の注目を集めてきた。実際、正義の二原理について書かれた論文のなかでも、格差原理に関するものが最も多い。しかし、正義の二原理のうち一つだけを取り出しても、どのような分配が目指されているのか、その全体像は明らかにならない。全体像をつかむためには、それぞれの原理がどのような役割を果たすのかということに注意を向けながら、正義の二原理を合わせて理解する必要がある。よく知られている通り、ロールズは『正義論』において、原初状態における当事者たちが、無知のヴェールの下、正義の二原理を採択するという議論を展開した。その後、2001年の著書『公正としての正義：再説²』（以下『再説』）において、ロールズは、なぜ原初状態において正義の二原理が採択されるのかについて、改めて詳細に論じている。正義の二原理の導出について批判を受けて、その正当化に変更を加えることを余儀なくされたということもあるのであろう。だが、『再説』では、ロールズが、第一原理と格差原理が採択される理由を明示的に分けて論じていることによって、それぞれの原理の役割もより明らかになっている。『再説』での記述を手かがりにしながら、ロールズの正義

の二原理の特徴を明らかにし、その全体的な理解を試みたい。

2. ロールズの理論の枠組み

正義の二原理の内容を見ていく前に、ロールズの理論の枠組みを確認する。

2.1. ロールズの社会と市民

ロールズが考える社会は、リベラルな立憲民主主義社会である。そして、社会は「代々に渡る社会的協働の公正なシステム」であると捉えられる。そこにおける人々は「自由かつ平等な人格としての市民」として、二つの道徳的能力を有している。一つは、自らの善の構想を形成し、改訂し、追及するための、善の構想の能力である。善の構想は、人生における目的・目標が含まれており、各人の人生において何が価値あるかを定めている。そして、もう一つは、正義原理を理解し、他の市民とともに正義原理に従うための正義感覚の能力である。人々は、このように社会において他の人々とともに社会的協働に参加し、財・利益を産出し負担を分かち合っている。そして、社会においてそれぞれの目的を追及しているのである。正義の二原理が規定しているのは、産出された財・利益と、社会的協働を維持するための負担がどのように分配されるのかということである。

また、ここでの人々は、「一生涯にわたって、正常でありかつ十分に社会的協働に参加する成員」である。市民たちは、等しい能力は有していないにしても、少なくとも、社会的協働に参加するために必要とされる最低限度の道徳的・知的・身体的能力は有しているとされる。言い換えれば、社会的協働に参加することが困難な人々はひとまずは想定されていない。ロールズが問題にしているのは、人々が社会的協働に参加できる社会的状況を整えることと、そこで産出されたものをどのように分配

するかということである。

2.2. 正義の二原理の適用

次に確認したいのは、正義原理はどのレベルで作用するのかということである。ロールズは社会の基礎構造 **basic structure** には二つの役割があると述べている。

われわれは、社会の基礎構造には協調関係にある二つの役割がある
と考える。第一原理が一方の役割に振り向けられ、第二原理が他方
の役割に振り向けられる。一方の役割において、基礎構造は市民の
平等な基本的自由（政治的自由の公正な価値も含めて）を規定し、
保障する。そして、正義にかなった立憲政体を確立する。他方の役
割において、基礎構造は、自由かつ平等であるとされる市民たちに
最もふさわしい形で、社会的・経済的正義の背景的制度を提供する。
(R, p.48)

正義原理は、社会の基礎構造に適用されるのであるが、二つの原理はそれぞれ異なる役割を担っていることが分かる。第一原理は、「憲法の必須事項 **constitutional essentials**」を扱っている。第一原理は、人々に基本的な自由・権利を平等に保障することによって、「正義に適った立憲政体」を確立する。それとは異なり、第二原理は「基本的正義の諸問題 **matters of basic justice**」を扱っており、人々の間の社会的・経済的不平等を規制している。

ロールズは正義の二原理が採択され、適用されていく過程を四段階に分けて説明している (TJ, pp.171-76; R, p.48)。その四段階とは、「原初状態」、「憲法制定会議」、「立法の段階」そして「ルール適用・遵守段階」である。まず、無知のヴェールの下、原初状態で正義の二原理が採択される。その後、人々が得ることのできる情報への制限は徐徐に取り

除かれていき、順番に正義の二原理が適用されていく。第一原理が適用されるのは、憲法制定会議の段階である。そして、第二原理が適用されるのは立法の段階である。最後の段階においては、情報への制約が完全に解かれ、実際に法が個々のケースに適用され人々に遵守されることとなる。

このように第一原理は、憲法制定の段階、第二原理は立法段階で作用する原理である。そして、二つの原理が適用されるにあたっては、社会の情報とともに人々による解釈が必要とされる。ロールズによれば、第一原理の扱う「憲法の必須事項」を定めることの方がより急を要しており、人々の合意を得ることもより容易である。(R, p.49)

2.3. 社会の基礎構造への注目

正義の二原理は、個々人の行動を直接に規制するのではなく、社会の基礎構造に適用される。社会の基礎構造とは、中心的な政治・社会制度であり、憲法・法制度・経済体制・家族などが含まれている。基礎構造はいわば社会の枠組みであり、人々は、そのような制度を背景にして、日々の活動を行っている。ロールズは社会の基礎構造に注目する理由として次の二つをあげている (R, pp.52-57; PL, lecture VII)。一つは、個々の活動を問題にせずとも、背景的正義を確立できるということである。そして、もう一つは、社会の基礎構造が人々に及ぼす影響がきわめて大きいということである。人々は社会で生まれ、社会において、自らの資質を伸ばし、目的を定め追求することができる。それは社会の中ではじめて可能になることである。「能力や才能は、社会的条件なくしては実を結ぶことはできない」(PL, p.270)。しかし、自らをどのように見なすか、生涯を通じた期待 life prospect としてどのようなものを有することができるかということも、基礎構造によって多大な影響を受けている。人々は、自らが生まれた社会的な位置に応じて、自分にはどのような機会が開かれていることを期待できるか、を判断するからである。自らの「将来へ

のさらなる望みと願望 *desires and aspirations*」(R, p.56; PL, p.269)を生じさせるのも社会の基礎構造なのである。ロールズは次のように述べている。

基礎構造は、市民が自らは自由かつ平等であるという構想を有するように、市民を教育する公的な役割を負っている。そして、基礎構造が適切に統制されるならば、基礎構造は、市民が自分たちの将来に対して楽観的で自信にみちた態度をとることを促す。また、市民の中に、効果的に経済的・社会的な不平等を統制しているとされる公的な原理にてらして、公正に扱われているという感覚を促進する。(R, p.57)

3. 正義の二原理はどのような分配を目指すのか

3.1. 『公正としての正義：再説』における議論

『再説』のなかで、ロールズは、なぜ原初状態で正義の二原理が採択されるのかについて詳しく論じている (R, §§27-40)。そこでは、正義の二原理が二つの異なる原理(「平均効用原理 *principle of average utility*」と「制限つき効用原理 *principle of restricted utility*」)とそれぞれ比較され、それらよりも正義の二原理が選択されるという議論が展開されている。第一の比較で比較の対象となっているのは「平均効用原理」である。平均効用原理は、社会の成員の平均効用が最大化されるように、基礎構造を規制するものである。第二の比較で比較の対象となっているのは「制限つき効用原理」である。「制限つき効用原理」とは、第一原理、公正な機会の平等原理まではロールズの正義の二原理と全く同様で、格差原理を、一定のソーシャル・ミニマムと組み合わせられた平均効用原理と入れかえた「混合構想 *mixed conception*」である。ロールズによれば、「平均効用原理」よりも正義の二原理が選択される理由と、「制限つき効用原理」よ

りも正義の二原理が選択される理由というのはそれぞれ異なっている。そのため、このように正義の二原理を二つの異なる原理と比較することにより、「当事者が格差原理を選択するにいたる理由と、基本的自由の平等原理を選択するにいたる理由とを区別することが可能になる」(R, p.94) ののである。

第一の比較では第一原理（基本的自由の平等原理）が選択される理由が主に論じられている。その理由とは、第一原理によって平等な基本的自由・権利が保障されている社会の状態は十分に満足のいくものであり、人々がそれらの自由・権利を危険にさらすことはしないだろうというものである。自由かつ平等な市民にとって、二つの道徳的能力の発達・行使のためにも基本的自由・権利は不可欠であり、市民たちはそれらが確保されることを求める。第一原理を採択することによって、市民は基本的自由・権利が保障されていないという耐え難い状況に陥ることを回避することができるのである。対して、平均効用原理によって統制されている社会においては、人々の基本的自由が何らかのかたちで制限されたり、否定されたりしている状況があり得るかもしれない。

第二の比較においては、格差原理が選択される理由が論じられている。この時、比較される制限つき効用原理は、公正な機会の平等原理までは正義の二原理と全く同じであり、ソーシャル・ミニマムも保障されるので、どちらの原理を選んでも人々が耐え難い状況に陥ることはない。そこで、ロールズは、公示性 publicity・相互性 reciprocity、安定性 stability に言及して格差原理を支持する理由を説明している。その中でも、ロールズが繰り返し持ち出すのが、格差原理は相互性の理念をあらわしているというものである。それでは、次に正義の二原理の内容を第一原理から順に詳しく見ていきたい。

3.2. 第一原理

第一原理は次のとおりである。

各人は、平等な基本的権利・自由の十分に適切な枠組みを要求する等しい権利を有する。その枠組みは、全ての人の同様な枠組みと両立可能でなければならない。そして、その枠組みの中で、平等な政治的自由のみは、その公正な価値を保障されなければならない。(PL, p.5; see also R, p.42)

ロールズは基本的自由のリストとして次のものを挙げている。すなわち、政治的諸自由・思想の自由・良心の自由・結社の自由・人身の自由・法の支配によってカバーされる権利である (R, p.44)。ロールズのリベラリズムにとっては、これらの基本的自由が平等に保障され、第二原理よりも優先されていることが中核をなしている。そして、なぜこれらの自由が基本的であるかということ、二つの道徳的能力の発達・行使のために必要とされるからである。特に政治的自由および思想の自由は、正義感覚の能力にとって、そして、良心の自由および結社の自由は、善の構想の能力にとって必要とされる (R, p.45)。

また、ロールズは、「憲法の必須事項」について述べている箇所で、「憲法の必須事項」には、移動の自由や職業選択の自由などの形式的な機会の平等、および、基本的ニーズの充足³が含まれていることを示唆している (R, pp.47-48; PL, pp.228-29)。そのため、第一原理が充足された状態においては、これらもカバーされているといえる。

基本的自由は等しく人々に保障されるのであるが、それはあくまでも、形式的な自由が平等に保障されるにすぎない。ロールズは、自由と「自由の価値 *worth of liberty*」とを区別している。自由の価値とは、ある人にとっての自由の「有用性」(PL, p.236)である。人々に等しい基本的自由(形式的な意味において)があっても、能力に応じて、そして、どの程度所得やその他の財を有しているかに応じて、人々が実際に享受できる自由の価値は異なってくる。たとえば、貧しさや病気によって、移動の自

由を行使することができない人がいるかもしれない。ロールズはそのことを認めながらも、基本的自由の価値を人々に等しく保障することは、非合理的であるとしている。全ての人々の、自由の価値を等しくするためには、格差原理が求める以上に、所得と富の不平等を是正する必要があるからである。

しかし、例外的に政治的自由のみは「公正な価値 fair value」が保障されるべきであるとされる。政治的自由の公正な価値の保障に関しては、次のように説明されている。「政治的自由の価値は、市民の経済的・社会的地位がどのようなものであれ、誰もが公職に就き、選挙の結果に影響を与える公正な機会をもつという意味において、全ての市民にとって、十分に等しくなければならない。公正な機会のこの理念は、第二原理における公正な機会の平等の理念に対応している」(R, p.149)。そのための方策としては、選挙の公的助成や選挙献金への制限 (R, p.149) などが挙げられている⁴。

以上の論述から、第一原理が充足された状態では、市民たちには平等な基本的自由が形式的なものではあるが等しく保障され、基本的ニーズが満たされていることが分かる。そして、政治的自由のみに関しては、公正な価値が保障される。他のリベラルな正義の構想と比べた場合、第二原理が、ロールズの正義の二原理の特徴を成していることは明らかである。しかし、リベラルな民主主義社会にとっては、第一原理が優先していることが、不可欠な役割を果たしていることが分かる。

3.3 第二原理

第二原理は、「公正な機会の平等原理 principle of fair equality of opportunity」と「格差原理 difference principle」から成っている。正義の二原理には優先順位があり、第一原理、公正な機会の平等原理、格差原理の順番に適用される。それぞれの原理は、優先順位の高い原理が充足された後に、順次適用されていくことになる。

先ほど、自由と「自由の価値」の区別があると述べたが、第二原理は、第一原理とともに働く。そして、「平等な自由の完全な枠組みは全ての人々が有しているが、その自由の価値を、最も恵まれない人にとって最大化する」(TJ, p.179; see also PL, p.326) という役割を担っている。形式的な基本的自由が（政治的自由は例外である）人々に平等に保障された後、その自由・権利を実際に人々が行使できるように、人々の中の社会的・経済的不平等を調整するのが第二原理の役割である。それでは、第二原理の内容を見ていく。第二原理は、いかなる場合に人々の中の不平等が許容されるか、ということを定めている。

社会的・経済的不平等は、次の二つの条件を満たさなければならない。第一に、社会的・経済的不平等は、公正な機会の平等という条件のもとで、あらゆる人に開かれている地位や職務に伴ったものでなければならない。第二に、社会的・経済的不平等は、社会の最も恵まれない成員の、最大限の利益に資するものでなければならない。(PL, p.6; cf. R, pp.42-43)

上記の引用の中で、前者の条件が公正な機会の平等原理（以下 FEO）と呼ばれるものである。『再説』における議論の際には、FEO が採択される理由は特に説明されていない。しかし、FEO が分配全体の中でどのような役割を持っているのかについて考えてみたい。事後的に財を分配し不平等を調整するのではなく、人々に等しく機会を提供するという考えは、広く受け入れられているものである。機会の平等は、形式的な機会の平等と、実質的な機会の平等に区別することができる。形式的な機会の平等とは、人種、宗教、性別などに関わりなく、あらゆる職種・社会的地位が人々に開かれていることである。ロールズは、この形式的な機会の平等のみでは不十分であるとして、加えて、実質的な機会の平等、すなわち公正な機会の平等を求める。ロールズが考える FEO とは次のよ

うなものである。

生まれつきの資質の分布があるとして、同等のレベルの才能と能力を有し、かつこれらの天賦の才を用いようとする同等の意欲を有する者は、自らの出身の社会階層、すなわち自分が生まれ物心がつくまで成長した社会階層にかかわらず、同等の成功の見込みを有するべきである。(R, p.44; cf. TJ, p.63)

生まれた社会環境によって、人々が才能を磨き、それを生かすことができる程度は異なってくる。より裕福な家庭環境に生まれた者は、教育を受けることができ、職業の選択の幅も広いといえるが、それは、ロールズによれば不公正である。FEO は、社会的偶然性を緩和し、生まれた環境にかかわらず、人が持って生まれた才能や、それを活かそうとする意欲に応じて、社会で成功を収めることを可能にする。具体的に要求される方策としては、人々に教育を受ける機会を提供することや、富や財産の過剰な蓄積を防ぐ措置をとることが挙げられる (TJ, p.63)。

前述のとおり正義原理にはそれぞれ優先順位があるのだが、FEOは格差原理に優先しているため、FEOが充足されてはじめて格差原理が適用されることとなる。格差原理と合わせて考えた場合、FEOはどのような働きをしているのだろうか。フリーマンは、FEOが格差原理と共に働く仕方について、いくつかの可能性を挙げている⁵。たとえば、FEOは、人々の生まれた家庭環境にかかわらず教育を受ける機会を提供するので、最も恵まれない人と恵まれた人の間の不平等は、格差原理が許容するものよりも縮まるということが考えられる。また、FEOは、より多くの人々が自らの能力を発揮することを可能にするので、社会全体の財の産出量を増やし、結果として格差原理が単独で適用されるよりも、最も恵まれない人の絶対的な分け前も増大するだろうといった可能性も挙げられている⁶。

だが、他方では、FEOが格差原理に優先することによって、両者が衝突するのではないかという批判も加えられてきた。公正な機会の平等を充足するためには多大な財が必要とされる。そのため、FEOを満たすよりも先に格差原理を適用した方が「最も恵まれない者の最大の利益」になるのではないか、という批判である⁷。

ここで注意すべきなのは、『正義論』における記述からすると、FEOは社会的な偶然性（生まれた社会階層や家庭環境）による影響をできるだけ取り除こうとするのに対して、格差原理は自然的な偶然性（生まれつきの能力・意欲の違い）の影響を緩和する役割を果たしている（TJ, pp.62-64）ということである。加えて、ロールズはFEOについては次のようにも述べている。

〔社会的な〕地位が開かれていることを要求するのは、効率性がただ一つの理由ではない、しかも、主な理由でもない。〔……地位が開かれるべきという原理は〕もし何らかの地位が、全ての人にとって公正な条件のもとで開かれていないならば、締め出された人々が不正な扱いを受けたと感じることはもっともであるという考えを表している。その地位に就くことを許された人々の働きによって、締め出された人々が利益を得たとしてもである。それらの人々が不満をもつことが正当であるのは、職務に対する外的な報酬から排除されたというだけではなく、技能を生かして、熱心に社会的な義務を実行することによって、自己を実現するという経験を禁じられたからである。（TJ, p.73）

この引用から、ロールズがFEOを格差原理より優先するのは、そうした方が社会全体の財の産出量が上がるという効率性の理由からではないことが分かる。ロールズは、社会的偶然性によって、人々が自らの能力を発揮して社会的協働に参加できないのは不正であると考えている。効率

性の面から見ると、FEO が格差原理に優先することがどのような影響を与えるのかは、はっきりと分からないが、FEO は人々が社会的偶然性に妨げられず、社会的協働に参加することを可能にする。その意味において、FEO は、背景的正義を確立するにあたって重要な役割を果たしているのである。

正義の二原理のうち、最後に適用されるのが格差原理である。格差原理がどのような分配を要求するのか、より詳しく見ていこう。まず、「最も恵まれない人々the least advantaged」はどのような人々なのであろうか。正義の二原理が分配するのは、基本財である⁸。基本財は次の五つに分類することができる。1) 基本的権利・自由、2) 移動の自由と職業選択の自由、3) 職務や地位に付与された権力と特権、4) 所得と富、5) 自尊心の社会的基盤である。そのうちでも、格差原理が扱っているのは、3)・4)・5) の社会的・経済的基本財であると考えられる。「最も恵まれない人々」は、それらの社会的・経済的基本財の分け前が最も少ない人々である。ただし、「最も恵まれない人々」は、個人として特定されるのではなく、基本財の分配は集団単位で考えられている。ロールズは、最も恵まれない人々を、恵まれない家庭環境に育ち、生来の資質にも恵まれず、不運に見舞われているような人々の集団 (TJ, p.83; CP, pp.258-9) としている。そして、「例えば不熟練労働者などの、特定の社会的立場」(TJ, p.84) に属する人々を例として挙げている。また、格差原理が問題にしているのは、各人が一生涯を通じて実際に得た基本財の量ではなく、ある特定の瞬間における基本財の量でもなく、一生涯を通じて得られるであろうと見込まれる基本財 life prospectsである。

格差原理は、どのような不平等が許容されるのかを定める原理である⁹。ロールズは、人々の間で基本財の分け前が平等であることをベースラインとしてスタートしている。そこから不平等が生じたとしても、より恵まれた人々とともに、恵まれない人々の基本財の見込みが増大するのであれば¹⁰、その不平等は許容される。不平等があることで、人々にイン

センティブが生じ、また、資源を最も有効に使用できる人々の手にそれが渡るのであれば (CP, p.257)、社会的協働の全体的な産出物が増大し、基本財が平等であった状態よりも、恵まれない人々の分け前も増えることになる。それは不平等を支持する強力な理由となる。しかし、格差原理は、それ以上のことを要求する原理である。「社会的・経済的不平等が最も恵まれない者の最大の利益に資する」ことを求めるからである。

期待できる社会的・経済的基本財の分け前に応じて、恵まれた人々 *more advantaged* の集団と、恵まれない人々 *less advantaged* の集団という、二つのグループから社会が構成されていると想定したとする。両者のグループは、協働に参加し財を産出している。この時、ロールズは、恵まれた人々と恵まれない人々両方の、基本財の見込みがともに増大している状態を「終始正義に適っている *just throughout*」(TJ, p.68) としている。この時、恵まれた人々の分け前が増えていることが、恵まれない人々の分け前の増大に寄与していると考えられる。この状態は、「しかし、最も正義にかなった配置ではない」(TJ, p.68)。ロールズは、これ以上恵まれた人々の基本財の分け前が増えても、恵まれない人々の分け前は改善しないような状態、すなわち、恵まれない人々の基本財の見込みが最大である状態を「完全に正義にかなっている *perfectly just*」としている。そして、この状態を越えて、恵まれた人々の分け前が増大しても、恵まれない人々の分け前が減少するのであれば、これは不正であるとする。つまり、格差原理は、恵まれない人の分け前が最大化される点を超えて、それ以上の全体の産出量の増大のためにより大きな不平等が生じることを許容しない。ロールズは、このことを格差原理の特徴であるとして、格差原理は相互性 *reciprocity* の理念をあらわしていると述べている。ロールズのいう相互性の条件とは、より恵まれた者は、恵まれない人に不利になる仕方で分け前を増やしてはならない (R, p.124) というものである。

以上見てきたように、人々に分配される財のうち、基本的自由・権利は第一原理によって保障され、それらの自由は優先性を有する。そして、

それらの自由を行使するための手段の分配に関しては（政治的自由の公正な価値のみは、第一原理によって保障されている）第二原理で扱われている。そして、正義の二原理の特徴は次の点にあるといえる。政治的自由の公正な価値および公正な機会の平等が保障されるということ、そして、相互性の理念をあらわしている格差原理である。

以上のように、ロールズは正義の二原理について述べている。次にロールズがどのような社会体制を考えていたのかについて簡単に述べたい。

3.4. 正義の二原理を実現しうる社会体制

ロールズは、まず、社会体制を次の五つに分類している（R, §§41-42）。

1) 自由放任型資本主義 *laissez-faire capitalism*、2) 福祉国家型資本主義 *welfare-state capitalism*、3) 指令経済を伴った国家社会主義、4) 財産所有制民主主義 *property-owning democracy*、5) リベラルな社会主義 *liberal socialism* である。ロールズによれば、1) は、形式的な自由しか保障せず、政治的自由の公正な価値と、公正な機会の平等を満たさない。また、3) は、職業選択の自由や政治的自由といった、平等な基本的自由・権利を侵害する。そこで、残された2)、4)、5)のうちでも、正義の二原理を満たすとされるのは4)と5)だけである。

ロールズの理論は、福祉国家を擁護するものとして捉えられてきた。福祉国家型資本主義と財産所有制民主主義の違いはどこにあるのだろうか。両者とも、生産手段の私的所有を認める点では同じである。だが、ロールズによれば、福祉国家型資本主義は、正義の二原理に含まれている価値を体現していないのである。まず、福祉国家型資本主義は、経済的・政治的権力が一部の人に集中することを許容するため、政治的自由の公正な価値を保障できない。また、多少は、機会の平等を考慮に入れるが、公正な機会を十分に保障することはできない。そして、「基本的ニーズをカバーするには十分なソーシャル・ミニマム」は保障するかもしれないが、「経済的・社会的不平等を統制するための、相互性の原理は実

現されていないのである」(R, p.138)。それに対して、財産所有制民主主義は、相互性の理念を体現しているとされる。そして、相互性の理念から導き出されるソーシャル・ミニマムは、「まともな生活に必要な不可欠な基本的ニーズを少なくともカバーし、おそらくそれ以上のものをカバーする」(R, p.130) のである。

財産所有制民主主義は¹¹、生産手段と資本の所有を広く分散し、一部の人が経済を支配し、ひいては政治を支配することを防ぐ。そして、財を事後的に再分配するのではなく、人々が自由かつ平等な市民として政治的・社会的・経済的活動に参加できるようにする。財産所有制民主主義の目的は、「適切な程度の社会的および経済的な平等の関係において、自分のことは自分ですることができるような立場に全ての市民をおくことである」(R, p.139)。それに対して、福祉国家型資本主義は、基本的ニーズを人々に提供するかもしれないが、これは、援助を必要とする者を特定して再分配を通じて行われるために、慢性的な下層階級underclassを作り出すのである。このような人々は、政治的・社会的・経済的な領域からは排除され、役割を果たすことを妨げられてしまうかもしれない。

ロールズによれば、財産所有制民主主義とリベラルな社会主義は、どちらも正義の二原理の価値を体現し、正義原理を実現しうる。そして、どちらかの体制を選択する際は、「社会の歴史的状況、政治的な思想と政治的実践の伝統」(R, p.139)などを考慮する必要があると述べている。

4. 正義の二原理の問題点とまとめ

これまで、正義の二原理について見てきたが、最後に考えられる問題点を簡単に二つ挙げたい。

まず、『再説』で展開された原初状態の議論では、正義の二原理が二つの異なる原理と比較されていた。第一の比較では、第一原理である「基本的自由の平等原理」が採択される理由が述べられていた。そして、ロ

ールズの主張どおり、原初状態における当事者たちが自らの基本的自由を危険にさらしたくないと考え、第一原理を確実なものにしようとすることはもっともなことである。だが、第二の比較において、当事者たちが、「制限つき効用原理」よりも正義の二原理を選択するということは、それほど明らかではない。ロールズ自身も、この点を自覚していることは、「一見したところ、基本的自由を支持する議論の方がはるかに強力である。格差原理を支持する議論は、考慮すべき事柄のよりデリケートなバランスを必要とする」(TJ, xiv¹²) という記述からも見られる。格差原理の特徴は、最も恵まれない人々に焦点をあてていることである。不平等があったとしても、最も恵まれない人々は、それによって自らの利益に資するのならば、その不平等を受け入れるであろう。だが、恵まれた人々の側が、なぜ格差原理を支持するのかということは明らかではない。よって、格差原理が支持されるという議論が本当に成立するかどうかは議論の余地がある¹³。

次に、正義の二原理は、第一原理、「公正な機会の平等原理」、格差原理という順番に適用されるのであるが、格差原理に行きつくまでに、多大な財が必要とされるという問題がある。このことは、前述のとおり、「公正な機会の平等原理」と格差原理の関係についても、指摘されてきたことである。加えて、第一原理が政治的自由の公正な価値を保障するということも、場合によっては、格差原理が求める以上の不平等の是正を必要とし、他の原理との整合性につかないのではないかと考えられる。

以上の問題点が挙げられるとはいえ、正義の二原理が、社会で市民たちがともに協働していくにあたって問題となるさまざまな側面を扱った原理であるということには変わりはない。社会がどのような原理によって統制されているかによって、市民たちは多大な影響を被る。基礎構造が市民たちに与える影響が大きいということが、まさに、基礎構造が注目される理由であった。正義の二原理は公的な原理であるので、市民たちは、自らの社会が正義の二原理によって統制されているということを

知っている。正義の二原理の特徴は、政治的自由の公正な価値と、公正な機会の平等の保障がされていること、そして、相互性の理念にある。これらが実現されることによって、人々は、所得や富を事後的に再分配されるだけではなく、自ら社会的協働に参加して、政治的・経済的・社会的領域にわたって、自由かつ平等な市民として互いを尊重することができるのである。そして、人々は自分たちの将来に対して「さらなる望みと願望を」有することができるのである。

(はながた・えりこ 慶應義塾大学大学院文学研究科博士課程)

* 本文中のロールズの引用文献は次のように略記する。

TJ: *A Theory of Justice*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1971; revised edition 1999. (本文中の引用は revised edition による。)

PL: *Political Liberalism*, paperback edition, New York: Columbia University Press, 1996.

CP: *Collected Papers*, edited by Samuel Freeman, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1999.

R: *Justice as Fairness: A Restatement*, edited by Erin Kelly, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 2001.

- 1 本稿を書くにあたって主に参考にしたのは、次のとおりである。Norman Daniels, "Rawls's Complex Egalitarianism," in *The Cambridge Companion to Rawls*, edited by Samuel Freeman, Cambridge, U.K.: Cambridge University Press, 2003; Joshua Cohen, "Democratic Equality," *Ethics* 99 (1989):727-751; Philippe Van Parijs, "Difference Principles" in *The Cambridge Companion to Rawls*; Walter Schaller, "Rawls, the Difference Principle, and Economic Inequality," *Pacific Philosophical Quarterly* 79 (1998):368-391.
- 2 序文によると、『公正としての正義：再説』は、1980年代にロールズがハーバードで行った講義をもとにしており、現在出版されている内容のほとんどは1989年には完成していた。
- 3 基本的ニーズについては、むしろ第一原理の前に充足されることが必要であることもロールズは示唆している (PL, p.7; R, p.44n7)。
- 4 ただし、第一原理に政治的自由の公正な価値の保障を含めることは、第一原

理によって形式的な自由の平等を保障し、第二原理において市民が実際にその自由の価値を享受するための手段を扱う、というロールズの正義の二原理の全体像を損なってしまう。政治的自由の公正な価値の保障があることによって、第一原理にすでに、第二原理同様の社会的・経済的不平等の是正の要求が含まれてしまっていることは本稿の最後でも簡単に言及した。

- 5 Samuel Freeman, *Rawls*, London: Routledge, 2007, pp.125-131.
- 6 Freeman, *Rawls*, pp.129-132.
- 7 たとえば Richard Arneson, "Against Rawlsian Equality of Opportunity," *Philosophical Studies* 93(1)(1985):77-112, at pp.81-83. ほかに、Van Parijs, "Difference Principles," pp.224-226 参照。
- 8 基本財とは、市民たちが二つの道徳的能力を発達、行使し、善の構想を追及するために必要な「社会的条件および、汎用手段」(R, p.57)である。
- 9 本稿での格差原理の理解は Van Parijs, "Difference Principles"に多くを負う。
- 10 ロールズは、単純化のために、恵まれた人々の暮らし向きの変化は、恵まれない人々の暮らし向きに影響を与える（恵まれない人々の暮らし向きを良くするにせよ、悪化させるにせよ）という「緊密性 close-knitnes」(TJ, pp.71-72)を想定している。本稿でも、その想定はそのままにする。
- 11 財産所有制民主主義についてのより詳しい記述については、Richard Krouse and Michael McPherson, "Capitalism, 'Property- Owning Democracy,' and the Welfare State," in *Democracy and the Welfare State*, edited by Amy Gutmann, Princeton: Princeton University Press, 1988 を参照。
- 12 この引用は、『正義論：改訂版』（1999）の序文からのものである。この序文において、ロールズは『正義論』（1971）の原初状態の議論を振り返り、もし今『正義論』を書きなおすのであれば、第一原理が採択される理由と、格差原理が採択される理由を別々に分けて論じるであろうと述べている。それを実際に行ったものをまとめているのが『再説』であるといえる。
- 13 格差原理の積極的な擁護を行っているのは、Cohen, "Democratic Equality"である。